

役員等費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人こなんSSN（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（費用弁償）

第2条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 理事および監事に対して各年の総額が800,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

3 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員通勤手当に準じて、交通費の実費額とする。

4 報酬については、理事長が必要と認めた業務を行った場合および監事が監査の業務を行った場合に支給する。その支給額は臨時職員の時間給等に準じて行う。

5 理事長については前項3に加え理事長手当を年間240,000円支給する。

6 役員会の報酬については、理事会または評議員会に出席する場合に1日につき一律3,000円を支給する。

7 監事監査の報酬に対しては、10,000円を支給する。

8 法人の職員を兼務する常勤の理事については、役員報酬は支給せず、職員給与規定に則して支給をする。

9 業務執行理事については、法人の非常勤職員が兼務する場合に限り、業務執行理事手当を支給する。この場合は統括手当と同等額にあたる月4万円とするが、雇用条件に則した額を支給する。

10 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

（改正）

第3条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成 15 年 8 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 8 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 29 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 1 4 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 3 日から施行する。